

「リボルビング払い」に注意!

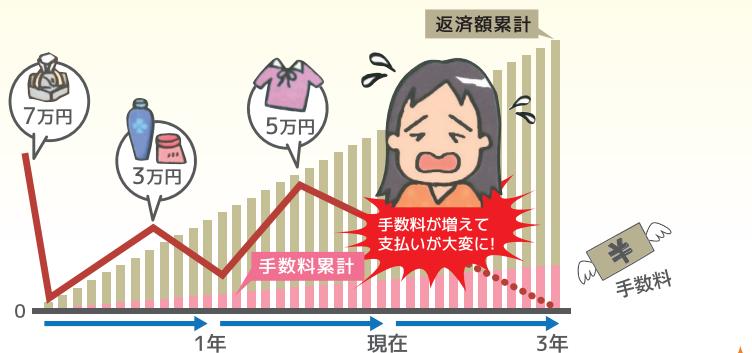
主な支払方法

- 一括払い(1回払い)…1回で全額返済する方法。手数料(利息)はかからない。
- 分割払い…3回、6回、12回など自分の支払える範囲で、支払い回数を選んで返済する方法。手数料(利息)がかかり、後から回数を変更できない。
- リボルビング払い…買い物が重なっても毎月一定額を支払う方法。借入金額が増えれば返済が長期にわたることになり、いつ支払いが終わるのかわかりにくく、多額の手数料(利息)がかかる。

リボ払いを利用するときは

- 自分のクレジットカードのリボ払いの種類、仕組みを確認しましょう。
- 翌月に残高がなるべく残らないように毎月の支払設定額を高く設定しましょう。
- リボ払いでは、支払残高に応じた手数料がかかります。

臨時収入があった場合などはこまめに返済額を増やして残額を少なくしましょう。



One Point

スマートフォンの分割払いもクレジット契約です。

スマートフォンなどの携帯電話の端末を分割払い(クレジット契約)で購入した場合、月々の料金は通信料だけではなく、端末の分割代金も含まれています。そのため、月々の料金を滞納すると、信用情報機関の「延滞情報」に登録され、新たなカードが作れなかったり、将来ローンなどが組めなくなったりする恐れがあります。月々の支払額をよく確認して契約しましょう。

深刻化する「多重債務」問題

た
じゅう
さい
む

複数の会社から借金を重ねて、返済が困難な状態のことを「多重債務」といいます。返済のため、精神的に追い詰められたりするなど、深刻な問題を引き起します。

このような原因で多重債務に…

- クレジットで無計画に買い物をした。
- 友人や知人に頼まれて連帯保証人になってしまった。
- 借金の取立てに追われて、返済のために別のローンを借りてしまった。

多重債務にならないために

1. 本当に支払えるか、慎重に考える！

クレジットやローンを組むときには、自分の支払える金額かよく考えましょう。金利や手数料などを含めると、支払い総額が思いのほか高額になる場合もあります。くれぐれも慎重に！



2. クレジットカードは必要最低限の枚数にする！

何枚ものクレジットカードを持っていると使った金額が把握しきれなくなったり、つい使いすぎてしまったりします。使いすぎや盗難・紛失などのトラブルを避けるためにも、自分で管理できる必要最低限の枚数にしましょう。



3. 「キャッシング」の安い利用に注意！

クレジットカードについている「キャッシング」機能はATM等で現金を借りることができます。

手軽に利用してしまいがちですが、銀行などからの借り入れと比べると金利は高めです。安い利用は避けましょう。

4. 借金返済のための借金はしない！

お金を返済するためにさらに借り入れをすることは、問題解決にならないばかりか、さらに深刻な状況を招きます。

もしも返済に困ったら、弁護士や司法書士など法律の専門家に、できるだけ早めに相談することが大切です。



めい ぎ キケンな「名義貸し」



(※)期間内に支払いがない場合に、入金を促すために送る書状です。

「名義貸し」(名前を貸すこと)は、あなたの借金になります。



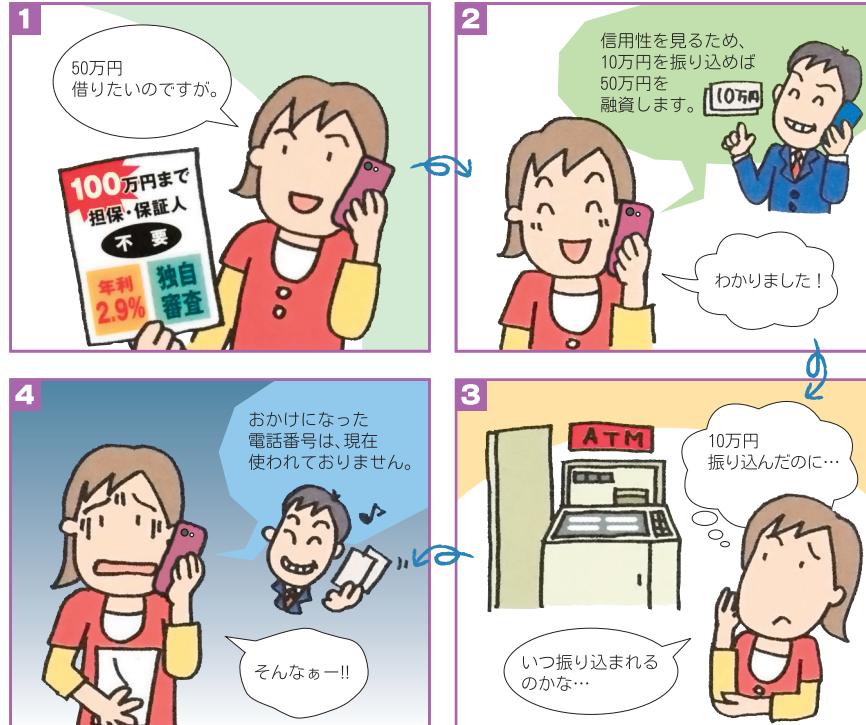
トラブル事例

- 「消費者金融からお金を借りてきて、借りたお金と作ったカードを渡せば、アルバイト料がもらえる」と言われてその通りにした。その後、消費者金融から高額な請求が来た。
- スマホの契約をしてくれたら、台数に応じて報酬を払うと言われ2ショップをまわり、自分名義で契約した数台のスマホを相手に渡した。通信料、端末代金の請求が自分に来た。

トラブル防止策

- ◎名義貸しをした契約は、たとえ自分自身が行ったものでなくても、名義人本人に支払いの義務が生じます。どんなに親しい間柄の人でも「名義」を貸すのは絶対にやめましょう。

悪質な「ヤミ金融」の手口



「ヤミ金融」って？

「ヤミ金融」とは、法律を無視した高金利でお金を貸そうとする金融業者です。 「低金利で即日融資」などの甘い言葉で、メールや広告、電話などで勧誘してきます。

一度借り入れると、法外な高金利のため返済をすることは難しく、返済が遅れる嫌がらせや脅迫的な取立てをします。

また、「信用性を見るため」といって、借りる前にお金を振り込ませて、その後連絡が取れなくなるという悪質な手口もあります。

トラブル防止策

- ◎「低金利で一本化」「無担保で融資」「誰でもすぐに借りられます」などの甘い言葉は信じない！
- ◎「ヤミ金融」と関わってしまったときには、警察に相談しましょう。



言葉巧みな アポイントメントセールス!

何かを販売するという目的を隠して電話やSNSなどを通じて呼び出され、高額な商品やサービスの契約をさせる商法です。



トラブル防止策

- ◎よく知らない人から呼び出されても、出て行かない。
- ◎会ったばかりの人が物を買わせようとしたら要注意！
- ◎契約の内容はしっかりと確認する。
- ◎本当に必要なものでなければキッパリとこわる。
- ◎期間内(8日)ならクーリング・オフできます。早めに相談を！

若者が巻き込まれやすい悪質商法

■無料(体験)商法

「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など「無料」を強調して勧誘し、高額な商品やサービスを契約させる

■サイドビジネス商法

「在宅ビジネスで高収入が得られる」「資格・技術を身に付けて在宅ワーク」などと勧説し、高額な教材などを売りつける

“デート商法”は デート気分にさせて勧誘します！

SNSやマッチングアプリなどで知り合った異性から誘われて、デート気分で会ったら、高額なものを買わせられるという手口を「デート商法」といいます。



こんな悪質商法も！

■点検商法

無料などといって点検を持ち掛け、「修理が必要」などと実際と異なることを言って不安をあたり、商品やサービスを契約させる

■ネガティブオプション(送りつけ)商法

注文していないのに一方的に商品を送りつけて、代金を請求する

